

## 審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法	法令番号	昭和25年法律第201号
手続名	指定構造計算適合性判定業務規定の認可	根拠条項	法第77条の35の12第1項

○指定機関省令による。

- ・構造計算適合性判定業務規程の認可の申請（指定機関省令第31条の8）
- ・構造計算適合性判定業務規程の記載事項（指定機関省令第31条の9）

審  
查  
基  
準

受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課	標準処理期間	30日	目次 No.
						標準経由期間	日	